

「議会報告会」又は「住民との意見交換会」の概要及びルール（平成 22 年 5 月調べ）No.1

福岡市議会事務局調査法制課 作成

自治体名	岩手県（人口 1,340,852 人，議員定数 48 人）	三重県伊賀市（人口 100,552 人，議員定数 28 人）	北海道栗山町議会（人口 13,706 人，議員定数 13 人）
1. 名称	県民との意見交換会「本音で語ろう県議会」	議会報告会	議会報告会
2. 報告会の内容(例)	予算特別委員会の審議状況（平成 22 年度当初予算）	議会の活動状況 予算の審議状況等	議会内部に関するもの（報酬，活動日数， 政務調査等） 1 年間に議決（否決）した主な議案の審議 状況 新年度予算の主な事業内容 等
3. 開催頻度 及び時期	年 2 回（平成 22 年度は 4 月と 11 月）	各地区年 1 回以上	毎年 3 月下旬から 4 月上旬
4. 会場	県内 4 会場（広域振興圏ごとに，県の各地区合同庁舎等で開催）	市内 38 会場（住民自治協議会単位で，各地区市民センター等で開催）	町内 12 会場（連合町内会・自治会単位で，公民館等で開催）
5. 出席議員	議長を除く全議員が原則年 1 回は出席。 （1 班 7 人程度で構成） 開催地選挙区選出以外の議員が出席する。	全議員（1 班 4 ～ 5 人の 6 班編成） 各班の担当する会場は，各班の代表者の協議により決定。	全議員（1 班 4 人の 3 班編成） 各班の担当する会場は抽選により決定。
6. 議員の役割	司会進行：広聴広報会議の委員 説明：予算・決算特別委員会の委員長 または副委員長 質疑応答：内容によって，司会委員が割振り（主に所管する常任委員会の委員が回答）等	司会進行，報告者，記録者等 答弁は全員で行う。	司会進行，報告者，答弁者，記録者等 資料づくり，会場の借り上げ，会場の設営・準備なども議員中心に行う。
7. 議員の発言のルール	特に設けていない。	議員個々の意見，見解は述べない。 ただし，意見，提言聴取時，議員個々の意見を求められた場合にはこの限りではない。	報告会は議会において決定した事項とし，議員個々の見解を述べるものとはしないと規定。
8. 市民意見の取り扱い	広聴広報会議において整理し，議長に報告するとともに，全議員に配付し，今後の審議に生かすこととしている。また，知事へ情報提供している。 質疑応答等の概要を H P に掲載。	市行政に対する要望，提言等で重要なものは，班長会議において精査し，議長が取りまとめ，市長に文書で報告するとともに，市長から回答を求めている。 報告書や市長の回答書を H P に掲載。	質問・要望等で重要なものは，議長から町長へ文書等で報告し，その対応を求める。 実施結果を H P に掲載。

「議会報告会」又は「住民との意見交換会」の概要及びルール（平成 22 年 5 月調べ）No.1

福岡市議会事務局調査法制課 作成

自治体名	大 分 市(人口 474,367 人, 議員定数 46 人)	長崎県大村市(人口 91,769 人, 議員定数 25 人)	福島県会津若松市(人口 126,927 人, 議員定数 30 人)
1. 名 称	市民意見交換会	市民と議会のつどい「語ってみゅーか」	市民との意見交換会
2. 報告会の 内容(例)	議会のしくみについて 議会改革の取り組みについて (仮称)子どもに関する条例について 市議会及び市政への意見	議会報告...前回の処理結果,平成 22 年 3 月定例議会を終えて(当初予算を中心に) 意見交換...米軍普天間基地の移設問題 フリートーク(市政全般について)	2 月定例会の報告 議会活動と議員定数等との関連性及びそ のあり方 政策討論会分科会の取組状況等
3. 開催頻度 及び時期	年 1 回程度(不定期)	年 2 回(3 月及び 9 月定例会終了後,概ね 2 月以内)	1 地区当たり年 2 回(前期 1 回,後期 1 回)
4. 会 場	平成 21 年度実績:支所,地区公民館等 13 ヶ所(次回は未定)	市内 8 会場(各地区の住民センター等)	市内 15 地区(主に公共施設を使用)
5. 出席議員	全議員(1 班あたり 10 人程度) 各会場には,議会活性化推進会議の委員及び政策研究 会推進チームのメンバー(各 3 名程度)に加え,地元 の議員が参加できるように班構成をした。	議長を除く全議員(1 班 6 人の 4 班編成) 各班に常任委員会の委員を配置する。 各班の担当地区は抽選により決定。	全議員(1 班 6 人の 5 班編成) 各班の担当地区は抽選により決定。
6. 議員の役割	会場設営,受付,司会,説明,パソコン操 作(パワーポイント)等	班長,副班長,司会者,報告者,記録者等	司会,報告者,記録者,受付,会場の利用 予約,会場の準備,後片付け等
7. 議員の発言 のルール	明確にルール化したものはないが,市議会 主催で開催しているため,会派や議員個人 の見解は控えることにしている。	基本的には設けていないが,議会からの報 告については議論の内容についての事実 のみを述べることとし,会派や議員の個人 的見解を述べることは控えることとして いる。	意見交換会は,市議会が主催し,かつ,市 議会が合議機関として決定・確認した事項 に基づき実施することを主旨とするもの であることから,会派や議員個人の見解を 述べる場でない。
8. 市民意見の 取り扱い	意見交換会の冒頭,個別の事案についての 請願や陳情などはお受けできないことを お願いしている。 意見・質問等について,議会活性化推進會 議で分類し,所管する委員会等で市長部局 等に質問する中,対応を協議した。 対応について H P や議会広報誌等に掲載。	市民から出た質問や意見を踏まえ,多くの 議員が一般質問で取り上げるなどしてい る。(さらなる意見の反映方法を検討中。) 結果報告書を H P に掲載。	市民意見を分析して,市民ニーズや課題等 を発見し,特に取り上げて解決すべきもの や実現すべき問題を,「政策討論会」(議 会としての政策立案等を行う会議)の課題テ ーマとし,それらを協議している。 政策決定後は,政策執行に対し監視及び評 価を行い,その結果を市民に説明・報告す るという「政策形成サイクル」の構築・実 践を目指している。 実施結果を H P に掲載。

協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」

具体的な検討事項

（議会放映の拡大）

入部出張所及び今宿出張所（7月に西部地域交流センター「さいとびあ」に移転）へ

拡大【 本日の配付資料 P 1 】

現在，本庁舎と7区役所で実施している本会議放映を，入部出張所及び今宿出張所で実施することを検討するもの。

（市議会ホームページの掲載事項の拡大等）

議案等のホームページ掲載【 本日の配付資料 P 2 】

現在，議員提出条例，委員会資料，可決された意見書・決議案を掲載しているが，市長提出議案の掲載はない。（予算案については概要が掲示されている。）

議案に対する賛否状況のホームページ等掲載

議場議席図のホームページ掲載，傍聴席入口横への議場議席図の設置

「政務調査費の手引き」のホームページ掲載

政務調査費の収支報告書のホームページ掲載

については予算措置が必要となる。

(議会放映の拡大)

入部出張所及び今宿出張所(7月に移転改築予定)へ拡大

実施案

現行の区役所放映システムを活用し、出張所に新たに関係機器を設置、出張所ロビー等にて議会放映を実施する。

1 対象施設

- (1) 早良区役所入部出張所(早良区東入部)
- (2) 西区役所今宿出張所(西区横浜)
平成22年7月 移転改築及び名称変更予定
(新)西区役所西部出張所(西区大字女原)
西部地域交流センター「さいとぴあ」に併設

2 経費見込(概算)

初期経費	LANケーブル工事(委託料)	401,000円
経常経費	年間機器リース料(借損料)	<u>334,000円</u>

経費の金額は、事務局で試算した額であり、今後の調査・見積により変動することがある。

参 考

現行区役所放映経常経費		
	年間機器リース料(借損料)	<u>1,637,244円</u>

3 実施予定時期

平成23年度から

(市議会ホームページの掲載事項の拡大等)

議案等のホームページ掲載

対応案

種別	掲載内容	掲載開始時期
市長提出議案 (予算・決算議案)	(1) 概要を掲載	開会 1 週間前 (議案送付日) ~ 開会前日
市長提出議案 (条例案・一般議案等)	議案を掲載	
議員提出議案 (条例案等)	議案を掲載	開会 1 週間前 (議案送付日) ~ 開会前日

(1) 概要が掲載されている市ホームページにリンクを貼る。

修正案の掲載について (議案が修正可決された場合)

市長提出議案に対し修正案が提出され可決された場合は、会議結果として掲載する。

議案 : 開会前にホームページ掲載

可決された修正案 : 閉会後にホームページ掲載

【参 考】

1 現状

		市ホームページ	市議会ホームページ
議案	市長提出	(1) 予算案 決算案	掲載なし (議案名のみを <u>会議結果</u> に掲載)
		条例案・一般議案等	
	議員提出	(2) 条例案等	掲載あり (可決された案文を掲載) (否決された場合は件名のみ <u>会議結果</u> に掲載)
		意見書・決議案	
		掲載なし	

(1) 予算(補正予算を含む)及び決算議案の概要は市ホームページに掲載されている。

(2) 可決された議員提出条例案等の条文等は「市議会 情報 BOX」に掲載されている。

2 政令市の状況

7市で実施 (仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、京都市)

協議事項4「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

具体的な検討事項

障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正（規則改正）

【 本日の配付資料 P 1 ~ P 2 】

現在は運用で入場を認めているものの，傍聴規則では動物の入場を禁止する規定となっている。

親子傍聴室 の設置【 本日の配付資料 P 4 】

段差がなく入室でき，ベビーベッドを備え，カーテン仕切り等で授乳も可能な親子傍聴室。

車いす席の拡張【 本日の配付資料 P 5 ~ P 6 】

議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置【 本日の配付資料 P 7 ~ P 8 】

議場内のバリアフリー化【 本日の配付資料 P 9 ~ P 10 】

を除きいずれも予算措置が必要となる。

障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正(規則改正)

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

1. 関係団体等の意見

盲導犬同伴者は、誘導があれば一般傍聴席でもよい。

盲導犬は主人の側で待機するように訓練されており、50 cm × 100 cm程度のスペースがあればよい。

2. 対応案

傍聴規則の改正

車いす利用の補助犬同伴者は、車いす席に誘導する。

盲導犬が待機できるスペースがある席を「補助犬利用者の優先席」とする。

【参考】

1. 現状(及び課題)

傍聴規則において、「傍聴席に入ることができない者」として、動物が禁止事項とされている。

福岡市傍聴規則 第3条(傍聴席に入ることができない者) (抜粋)

(2) 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯するもの。

過去に、運用により、障がい者補助犬同伴者の入場を認めた例がある。

傍聴席は階段状となっており、足もとのスペースが狭く、補助犬が待機できるスペースは限られている。

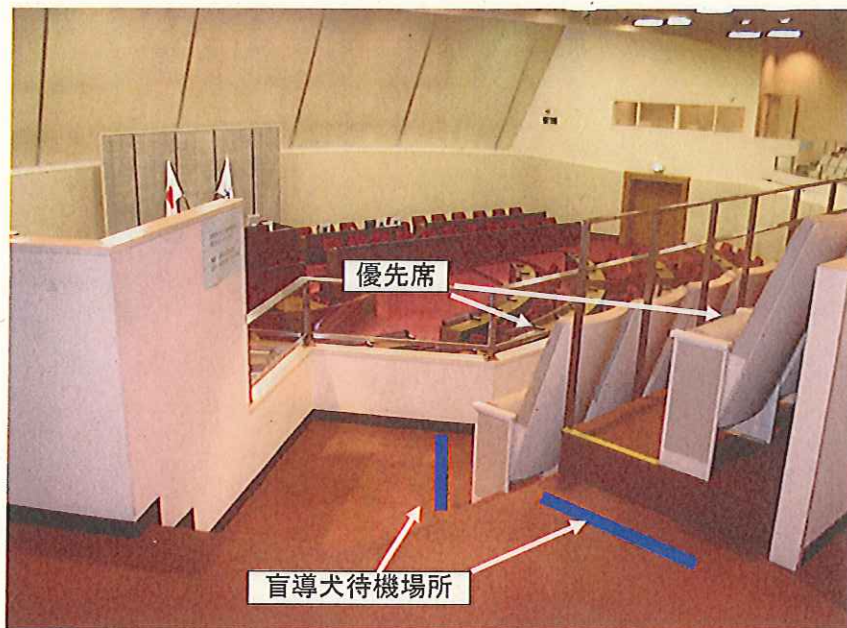
補助犬の現状としては、盲導犬利用者が福岡県内に22名、福岡市内に6名。介助犬利用者が市内に1名。聴導犬利用者は市内に0名。

2. 他都市の状況

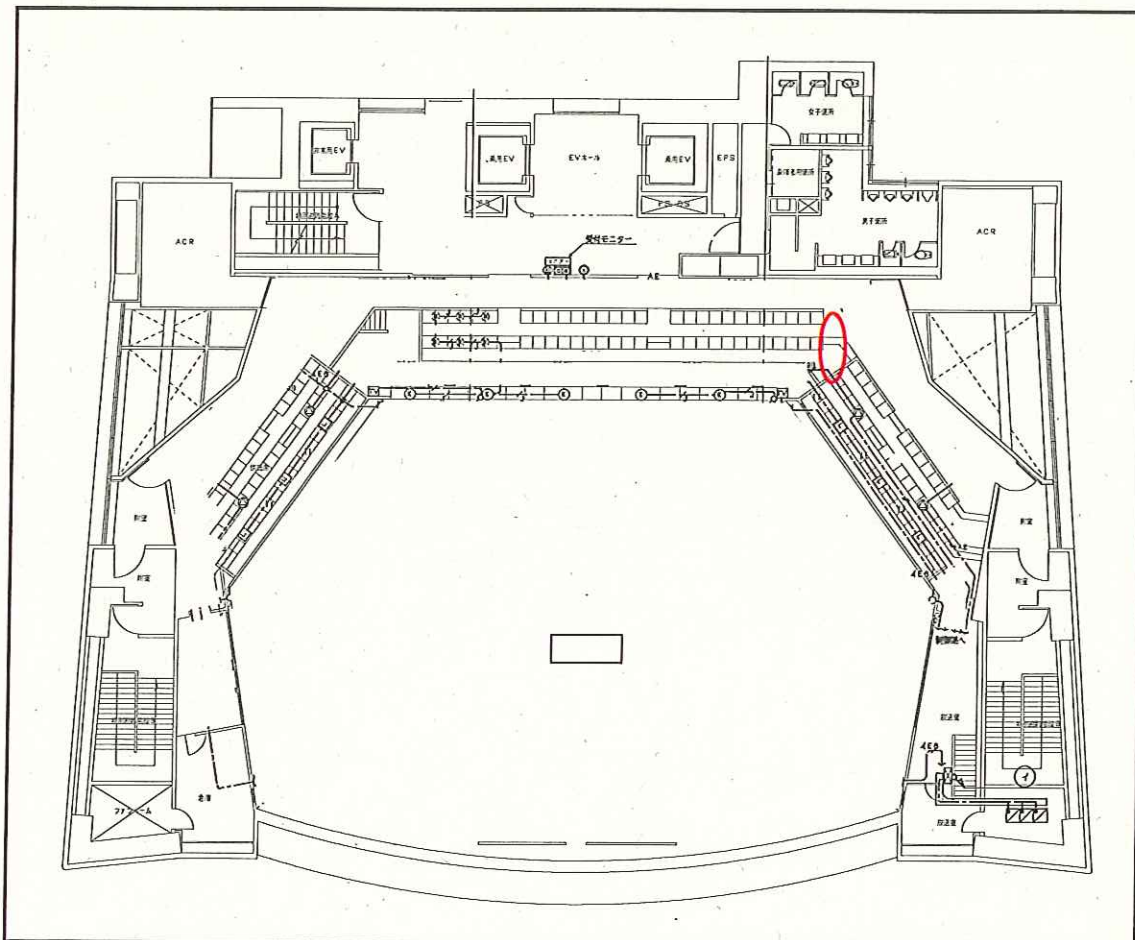
補助犬同伴者の入場を認めている政令指定都市

11都市(さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市(盲導犬のみ)、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市)

盲導犬同伴者優先席及び盲導犬の待機場所



優先席指定が可能な箇所



白 紙

親子傍聴室の設置

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

1. 関係団体等の意見

知的障がい者も親子傍聴室の利用対象としてほしい。

2. 対応案

設置している椅子の間隔を狭めることで、特別傍聴室の一番奥に、移動できる折りたたみ式ベビーベットを置くスペースを確保する。

手前から4番目と5番目の椅子の間にカーテンを設置し、授乳中は仕切ることができるようにする。また、議場に面したガラス窓にもロールカーテンを設置する。

ベビーカー所有者が階段を上り下りする際は、職員が補助を行う。

運用にあたり、申し出があった場合には、知的障がい者の利用も認める。

平成23年度のできるだけ早い時期に供用開始する。

改修経費見込み 約25万円

【参考】

1. 現状

乳幼児連れの傍聴者は、窓とドアで仕切られた特別傍聴室に誘導している。

特別傍聴室への動線には、5段の階段（延長180cm、高低差90cm）がある。

特別傍聴室の広さは約8.3㎡、奥行き4.8mで、室内には5席の椅子が設置されているだけで、授乳のための仕切りや設備はない。

議会棟15階には、おむつ交換台を設置した多目的トイレがある。

2. 他都市の状況

親子傍聴室を設置している政令指定都市 2都市（堺市、広島市）

車いす席の拡張

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

1. 関係団体等の意見

車いす席と限定せず、松葉杖使用者や視覚障害者など、一般傍聴席の利用に不便を感じている人が誰でも利用できるようにできないか。

車いす利用者の介助者も横に付き添えるようにして欲しい。

車いす利用者の中には視線が低い人もいるので、切り下げのガラス面は、できる限り低くして欲しい。

2. 対応案

現状 に示した一般傍聴席5席を撤去し、車いす席を現在の2席から5席に拡張するとともに、松葉杖使用者や視覚障害者など、一般傍聴席の利用に不便を感じている人や、車いす利用者の介助者も横に付き添えるようにバリアフリーのスペースとし、ネーミングやサインについても検討する。

バリアフリーのスペースの利用を申し出た傍聴者には、必要に応じて、椅子を貸し出す。

視界を確保する腰壁の強化ガラス部分は、強度の許す限り広くする。

改修経費見込み 約70万円

【参考】

1. 現状

既設の車いす席は2台分で、スペースは幅280cm、壁の切り下げ部分は幅180cmである。

車いす席の延長線で階段通路までの幅は270cmで、一般傍聴席5席を設置している。

2. 他都市の状況

・政令指定都市における車いす席の現状

平均：3.9席

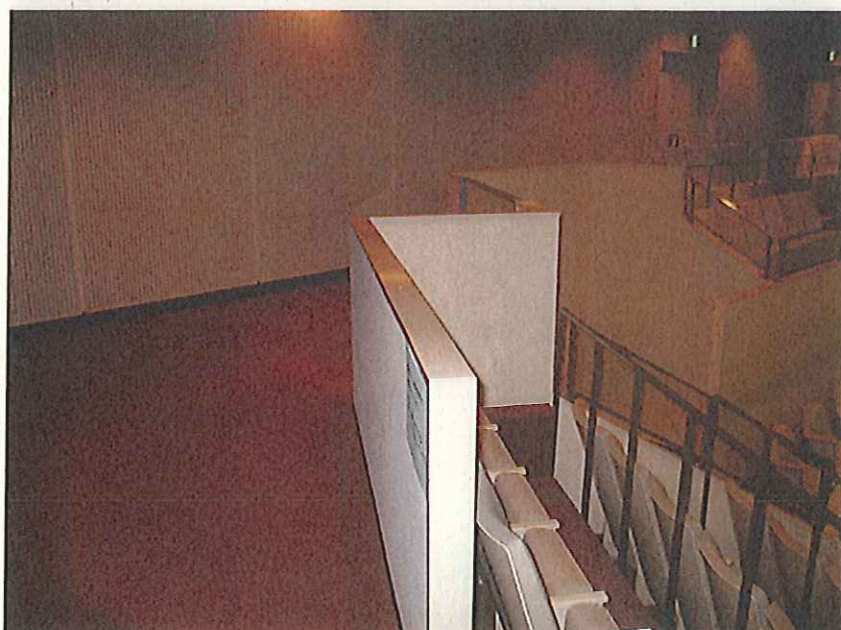
最大：10席（浜松市）

最小：2席（仙台市、さいたま市、川崎市、静岡市、福岡市）

既設の車いす席(2台分 幅280)



拡張部分(幅270) 椅子5脚を撤去し、既存の車いす席を拡幅する。



議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

1. 関係団体等の意見

点字による1階フロア配置の案内図は判りづらいものが多く、現実的にはあまり利用していない。

警備員が常駐し対応するのなら、の案内図は不要。

エレベータ横に、点字の諸室案内板があれば助かる。

2. 対応案

視力障害がある来訪者への対応は、警備員による人的対応を基本とし、議会棟玄関から警備員窓口まで、点字ブロックを延長する。

障害者用エレベータの横に、壁掛け式の点字の諸室案内板を設置する。

点字の諸室案内板の内容は、各階諸室を基本とし、詳細については今後検討を行う。

案内板設置費用 約60万円

点字ブロック設置費用 約5万円/m

【参考】

1. 現状

点字案内板は、行政棟の玄関3カ所の風除室に設置されているが、議会棟玄関には設置されていない。

議会棟玄関の風除室は、全面通路となっているため、点字案内板を設置するスペースがない。

行政棟の点字案内の内容は1階のフロア案内のみで、インターフォンが併設されていて守衛室または情報プラザに通じることとなっている。

行政棟の点字案内板の大きさは幅90cm、奥行き60cmであるが、案内図は90cm×45cmである。(高さは前面80cm、後面105cm)

点字ブロックの延長及び点字案内板設置箇所



点字ブロックの延長



点字の
諸室案内板
の設置

《参考》 議会棟西側エレベータ横の案内板(点字なし)



議場内のバリアフリー化

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

1. 対応案

本格的にバリアフリー化を進めるためには何が必要なのか、事務局においてユニバーサルデザインの専門家に相談し、他都市の事例等を含め調査を行う。

財政局では、議会棟を含む本庁舎の更新工事基本設計委託を今年度行うこととしており、その中で、議場のバリアフリー化についても検討を行うとのこと。

バリアフリー化が完了するまでの間に必要が生じた場合は、議員席から演壇までの階段に仮設スロープを設置するなどの、暫定的対応を行う。

【参考】

1. 現状

議員席は4段の階段状になっており、その段差は各15cmである。

演壇へは階段を2段登る必要があり、その段差は各15cmである。

議場出入口(2箇所)には、それぞれ左右に、延長135cm、高低差60cmの階段がある。

議員控室から議場へ向かう廊下は幅120cmであるが、途中で延長3m、高低差35cmのスロープがある。また、控え室と廊下の境のドア幅は85cmで、車いすは通る幅となっている。

理事者席控室から理事者席へ向かう通路は幅83～86cmであるが、途中のドア幅は72cmである。

また、理事者席へ入る後ろパネルとの隙間は63cmで、車いすは通らない。

2. 他都市の状況

- ・車いす使用議員が自ら自席に着け、登壇できる議場となっている都市
6都市(さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、神戸市)
- ・車いす使用議員が自ら自席に着ける都市 1都市(堺市) 登壇要補助
- ・車いす使用議員のための仮設スロープを備えている都市 1都市(浜松市)

《参考》浜松市議会 議場スロープ

